

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和2年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分）	23,484千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	628,509千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	191,218	178,358			952	11,908
	障害者福祉事業	54,512	42,388		1,534	784	9,806
	高齢者福祉事業	43,454	17,841		3,123	1,665	20,825
	福祉医療給付事業	12,001	5,994			445	5,562
	児童福祉事業	28,933	17,159		613	826	10,335
	小計	330,118	261,740		5,270	4,672	58,436
社会保険	国民健康保険事業	15,287	7,607			568	7,112
	介護保険事業	152,790	4,903			10,944	136,943
	後期高齢者医療保険事業	75,508	13,057			4,622	57,829
	小計	243,585	25,567			16,134	201,884
保健衛生	成人保健事業	6,594	230		1,395	368	4,601
	母子保健事業	581				43	538
	感染症予防事業	2,507	1,802			52	653
	医療確保事業	45,124		15,200		2,215	27,709
	小計	54,806	2,032	15,200	1,395	2,678	33,501
合計		628,509	289,339	15,200	6,665	23,484	293,821

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。